

蒲郡市西浦地区義務教育学校開校準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 蒲郡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は西浦地区に新たに設置する義務教育学校（以下「義務教育学校」という。）について、校名、校歌、校章、教育課程、生活規則等の開校に必要な事項を定めるため、蒲郡市西浦地区義務教育学校開校準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 準備委員会は、義務教育学校について校名、校歌、校章、教育課程、生活規則等の開校に必要な事項を検討し、教育委員会に報告するものとする。

(組織)

第3条 準備委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 蒲郡市立西浦小・中学校に通う児童又は生徒の保護者の代表者
- (2) 西浦地区の地域の代表者又は蒲郡市立西浦小・中学校の代表者が推薦する者
- (3) 蒲郡市立西浦小・中学校の代表者
- (4) 市の執行機関の職員
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から第2条に規定する報告を完了した日までとする。

- 2 委員が、前条第2項の身分を失ったときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。
- 3 前項により委員がその職を失ったときは、教育委員会は、その後任となる委員を委嘱又は任命する。

(委員長及び副委員長)

第5条 準備委員会に委員長1人、副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、準備委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 準備委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって開くことができる。

3 準備委員会は、必要があると認めるときは、関係者に会議の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 準備委員会は、第2条に定める事項を検討するため、必要に応じて専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は準備委員会が指名する部員をもって組織する。

3 部会に部会長1人を置き、部会長は委員長が指名する。

4 部会長は部会の事務を総理する。

5 部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ部会長の指名した部員がその職務を代理する。

(庶務)

第8条 準備委員会の庶務は、教育委員会教育政策課及び学校教育課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月25日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第2条に規定する報告を完了した日限り、その効力を失う。